

「R8-12 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務一般競争入札実施要項(案)」に対する意見

No	資料	章節	ご意見	回答
1	実施要項	1.1.5対象業務の概要	●「行催事等の開催に伴い、公園利用者から入園料等とは別に参加料金を追加で徴収し、徴収した参加料金の全てを当該イベントの実施及びイベント会場である本公園で提供するサービスの水準を高めるために充当する事業（以下、「公益事業」という。）を実施し、国営公園の更なる効用発揮を行うことができる。」とありますが、「徴収した参加料金の全て」ではなく、「徴収した参加料金の一部」としていただきたい。	原案のままとさせていただきます。公園全体の運営効率化や管理技術の向上等の取組も、本公園で提供するサービスの水準を高めるための取組となりますので、上記に係る費用についても徴収した参加料金を充当することは可能です。 公益事業で徴収した参加料金は翌年への繰り越しを前提としているものではなく、翌年への繰り越しも可能とし、必ずしも当該年度に使い切る必要はないものとしています。 なお、翌年に繰り越した場合に係る法人税等が課税される場合は、イベントの実施等に係る必要な経費として、徴収した参加料金からお支払いください。
2	実施要項	1.1.5対象業務の概要 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項 表6 事業者と関東地方整備局の責任分担	●「行催事等の開催に伴い、公園利用者から入園料等とは別に参加料金を追加で徴収し、徴収した参加料金の全てを当該イベントの実施及びイベント会場である本公園で提供するサービスの水準を高めるために充当する事業（以下、「公益事業」という。）を実施し、国営公園の更なる効用発揮を行うことができる。公益事業により国営公園としての効用が最大限発揮されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。」とあります。 ①公益事業は提供するサービスの水準を高めるために充当する事業とされていますが、公益事業のイベント、関連するサービスの実施、それらに伴う諸経費に充当して良いでしょうか。 ②初回の公益事業実施経費は運営維持管理業務費から支出して良いでしょうか。 ③事業者の責に帰さない事由により参加料徴収が得られない場合、必要経費の赤字補償はされるでしょうか。	①ご認識のとおり、充当して差し支えありません。 ②初回の公益事業の実施経費については運営維持管理業務費から支出して差し支えありません。なお、初回以外の公益事業についても運営維持管理業務費から支出することを妨げるものではありません。 ③事業者の責に帰さない理由により想定よりも参加料徴収が得られず、「本公園で提供するサービスの水準を高める」取組が行えない場合は、個別業務の要求水準を満たすよう業務を実施してください。
3	実施要項	1.3.1 包括的な目標の設定	包括的な目標の設定 ※1：公園利用者数の集計方法は別紙12による。ただし、無料入園日を除く。」とありますが、無料入園日の入園者数を含めていただきたい。	ご意見を踏まえ、無料入園日の入園者数も含むこととし、訂正いたします。
4	実施要項	1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	●表6 事業者と関東地方整備局の責任分担 項目「物価変動」において、「人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増、ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合は、関東地方整備局が責任を有する」とあります。 ●国土交通省の直轄工事や今年度から試行される建設コンサルタント業務、自治体の工事、業務等で適用されるスライドにおいては全体スライド15 / 1 0 0 0 以上の変動が生じた場合等が示されています。 ●近年の物価変動や賃金の高騰等の現状を勘（案）し、関東地方整備局の責任分担となる物価変動の基準として示されている「30 / 1 0 0 0」の率を引き下げ、「15 / 1 0 0 0」以上の変動が生じた場合」としていただくよう要望します。 ●併せて、現在の運用で行われている事業者が負担する30 / 1 0 0 0を控除して新たな業務価格が設定され、後年度に事業者側の負担が積み重ねられる運用の見直しを要望します。	今後の入札手続きを進める上での参考とさせていただきます。
5	実施要項	実施要項(案) 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 別紙資料 別紙5共通仕様書	●表6 事業者と関東地方整備局の責任分担 項目「施設・物品等の修繕」において、「修繕にかかる費用が1件当たり200万円を超えない場合かつ年間修繕費用〇1,600万円（税・一般管理費抜き）【令和9～11年度】、〇266万円（税・一般管理費抜き）【令和8年度分】、〇1,333万円（税・一般管理費抜き）【令和12年度分】を超えない場合（上記①を除く。）。」とあります。 上記金額を超えた場合、公益事業で徴収した参加料の一部を還元し対応すること。」とあります。 ●修繕費の下限を100万円から200万円に引き上げる場合は、年間修繕費用も増額してください。年間修繕費用を増額できない場合は、下限設定は1 0 0 万円に据え置いてください。 ●不足する修繕費を「公益事業で徴収した参加料の一部を還元し対応する」という考え方は、事業者の過度な負担となるため、見直してください。関東地方整備局の責任分担となっている「上記3項目以外の場合」については、収益施設を含む事業者の経営環境に直接的に影響を及ぼすため、確実に実施されることを要望します。	令和7年度より少額随契約の基準額が100万から200万に引き上げられた事を受けての修正となり、原案のままさせていただきます。 まず必要な利用制限措置等を講じた上で、利用状況等を踏まえた優先度に沿って修繕対応を行うこととしており、設定した金額予算の範囲内での修繕対応を行うことを想定しています。
6	実施要項	1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	●実施要項(案)において示された、開園時間の短縮、企画提(案)項目の削減、要求水準等の緩和等から拝察するに、業務価格の削減が予想されます。 ●国営公園の運営維持管理業務は数量だけで把握しづらい複雑で包括的な業務であり、価格の削減が事業者のあらたな負担を発生させることがないよう、可能な限り業務数量の明確な提示を要望します。 ●また、地方公共団体の指定管理業務で行われている予定価格の事前公表を要望します。結果として事実上、一方的な価格決定と解される恐れがあるような入札契約手続きとならないよう要望します。	原案のままとさせていただきます。頂いたご提案につきまして、今後の発注手続きを検討するうえでの参考にさせていただきます。
7	別紙資料	別紙6個別仕様書【本業務全体のマネジメント及び企画立案】第26条	1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）キャラクター及びホームページアドレス等を使用することができる。とありますが、ロゴ（名称）キャラクターのデータは a i データで支給いただきたい。	ご意見を踏まえて、aiデータ提供をいたします。
8	別紙資料	別紙6個別仕様書【本業務全体のマネジメント及び企画立案】第34条	6. （省略）～また、エチケットウォーターを用意し、ペットの糞尿処理に利用してもらうよう努める。とありますが、エチケットウォーターは、一般的に飼い主が用意・持参するのがペットマナーの基本であるため、「ペット利用者が自身で持参するよう協力と呼び掛ける」等としていただきたい。	ご意見を踏まえ、訂正いたします。
9	別紙資料	別紙7個別仕様書【施設・設備維持管理】第49条	「3. 定期清掃（園路・広場の舗装部等の洗浄）路面清掃（路面清掃車等）の実施頻度 3 0 回/年」とありますが、 ①実態にそぐ落ち葉回収作業の工種追加および予算を計上いただきたい。 ②直近2か年の実績頻度である7 2 回/年（別紙39）に修正し、相当分の予算を計上いただきたい。	ご意見を踏まえ、①現在故障している路面清掃車は令和9年に修理を想定しており、路面清掃車での清掃・収集を想定しています。②実施頻度は7 2 回/年に訂正いたします。
10	別紙資料	別紙8個別仕様書【植物管理】第20条 高木防除工 2. 薬剤投与 3.その他	「1）薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり～（省略）」とありますが、第2 5 条 林地病虫害防除工（薬剤投与）と内容が重複しています。ついては、高木防除工と林地病虫害防除工で扱う対象をそれぞれ補足いただきたい。	第20条高木防除工では植栽した高木を対象とし、第25条林地病虫害防除工では樹林地内の樹木を対象としています。重複している表記もありますので訂正いたします。
11	別紙資料	別紙8個別仕様書【植物管理】第21条 高木枯損木処分工、第26条 林地枯損木処分工	「1. （省略）～枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と対応について協議する。ただし、緊急の場合は速やかに伐採し報告する。」とありますが、枯損木を発見した場合の対応として、「枯損木伐採は、原則として発注者が可及的速やかに行う」としていただきたい。	来園者の安全を優先し、発見した場合は利用制限するなどの対応を協議してください。そのうえで応急的に必要な伐採を実施いただきたい。 発注者においても予防的に伐採が必要な枯損木の伐採費用について、必要な予算の確保に努めてまいります。

12	別添資料	4.主催イベント 3) 公益事業 イベント	公益事業イベントの実施期間中に、入園料と参加料金を入場ゲートで一括で徴収する場合のキャッシュレス決済に係る手数料については徴収した参加料金から支払うこと。とありますが、別紙資料 別紙6 第6条 入園料の徴収 6.には「キャッシュレス決済に係る手数料分を除く額を関東地方整備局所属の歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。」と記載されていることから、参加料金から支払う手数料は、参加料金収入分の按分額としていただきたい。	ご意見を踏まえ、キャッシュレス決済における手数料については、参加料金相当分の按分とします。
13	別添資料	4.主催イベント 3) 公益事業 イベント	●入園料と参加料金を一括で徴収する公益事業イベントを実施する場合、原則として、入園料が無料である子どもや障がい者、及び年間パスポート保持者については参加料金を徴収しないこと。とありますが、通常時間帯以外などに実施する公益事業イベントの場合は、子どもや年間パスポート保持者からも参加料金を徴収することを可能としていただきたい。	ご意見を踏まえ、「入園料と参加料金を一括で徴収する公益事業イベントを実施する場合、原則として、入園料が無料である子どもや障がい者、及び年間パスポート保持者については入園料金を徴収しないこととし、参加料金については徴収することが出来る。」とします。
14	別添資料	4.主催イベント 3) 公益事業 イベント	●公益事業イベント（大型主催イベントを除く）において、入園料と参加料金を一括して徴収する場合、国営公園が公共施設として広く国民に等しく利用される施設であることを踏まえ、通常の入園料のみで公園を利用できる期間を十分に確保する観点から、年間の合計実施期間が概ね1か月間を超えないようにすること。」とありますが、実施期間については目安となる日数を設定せず、発注者と協議することが可能としていただきたい。	ご意見のとおり、大型主催イベントを公益事業とする場合、1ヶ月を超えても問題ありません。
15	別添資料	芝生、中低木、高木、林地、 草地、草花管理区域図	●北駐車場と大園路沿いの一部を除き、北側エリア（サイコース含む）は植物管理区域外と読み取れます。 ●実施要項（案）や仕様書（案）の内容から、管理費の大幅な減額が推察されますが、北側エリアは、北駐車場と大園路沿いを除き、植物管理のみならず、すべての管理業務の対象外とすべきではないでしょうか。 ●また、北駐車場や北口を閉鎖する等の改善提案は可能でしょうか。	北エリアは供用区域として管理の対象とします。北エリアの管理内容は、囲障添い、北口駐車場、大園路沿いの植物管理、巡視のみとします。植物管理、施設の点検・清掃等の図面を訂正いたします。 北駐車場や北口の閉鎖については、管理のメリハリの観点からも提案は可能と考えています。